

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第二百十七号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第五
条第二項の基定に基づき、次の者に教育職員免許状を授
与したので、同法第八条第一項の規定により告示す
る。

昭和三十六年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

◇告示 教育職員免許状の授与
結核予防法の規定による医療機関の指定
肥料の登録
肥料登録有効期間の更新
肥料登録の失効
公有水面埋立の追認
道路の区域変更

◇教委告示 臨時教育委員会の招集

◇公告 宅地建物取引員試験の実施
美容師試験及び美容師試験の実施

◇正誤 昭和三十六年四月十日付け鳥取県人事委員会
規則第二十号中訂正

免許状の種類

番 号 氏 名

本 籍 地

授与年月日

高等学校教諭二級
普通免許状（家庭）

昭三五高二普第四号

田村 梅野

鳥取県八頭郡河原町大字曳田二〇八

昭和三十六年
三月三十一日

鳥取県告示第二百十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十六年四月十八日	鳥取県知事 石 破 二 朗
指定年月日	鳥取県知事 石 破 二 朗
昭和三十六年四月一日	倉吉病院 倉吉市山根四三番地 倉吉保健所
四月八日	垣田病院 " 東岩倉町 "

鳥取県告示第二百十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条の規定により告示する。

昭和三十六年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 肥料の名称 保証成分量(パーセント)

鳥取県第三二八号 北条水稻複合肥料稻五号

窒素全量	九・〇	東伯郡北条町弓原三四七の六
りん酸全量	八・七	下北条農業協同組合
りん酸全量	六・二	組合長理事 根鈴 信雄
内可溶性りん酸	四・〇	
内水溶性りん酸	六・六	
内水溶性加里	六・五	
加里全量	六・四	
内水溶性加里	四・五	

鳥取県告示第二百二十号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和三十六年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 肥料の名称

保証成分量(パーセント)
窒素全量 りん酸全量 加里全量

生産業者の住所、氏名

鳥取県第二六七号 丸妻桑尿素一号

一一・〇 八・〇 九・〇

東伯郡由良町一、一四六の一
由良農業協同組合
組合長理事 福山 豊

第二六八号 北条水稻複合肥料丸泥一号

五・八 七・五 一七・〇

北条町弓原三四七の二
下北条農業協同組合
組合長理事 根鈴 信雄

第二六九号 尿素複合肥料丸壤一号

一四・〇 八・三 一四・二

第二七〇号 粒状複合肥料丸壤二号

八・五 六・五 九・七

第二七一号 粒状複合肥料丸壤三号

一〇・〇 六・〇 一一・〇

第二七三号 複合肥料苗代一号

六・九 七・九 九・八

第二七四号 複合肥料苗代二号

三・〇 五・六 八・四

第二七八号	成美水稻複合一号	九・〇	八・〇	一〇・六	東伯郡赤碓町一八七の一 成美農業協同組合 組合長理事 佐伯 是信
第二七九号	高尾水稻複合肥料	七・八	四・五	九・三	大栄町亀谷一八三 栄農業協同組合 組合長理事 長谷川国蔵
第二八一号	浅津水稻複合一号	八・四	六・七	一〇・〇	東伯郡羽合町下浅津一九三 浅津農業協同組合 組合長理事 本多不二雄
第二八七号	北条水稻複合肥料丸砂一号	一〇・五	六・五	一〇・〇	北条町大字弓原六四七 の六 下北条農業協同組合 組合長理事 根鈴 信雄

鳥取県告示第二百二十一号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので同法第十六条の規定により告示する。
昭和三十六年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）				生産業者の住所、氏名
		窒素	りん酸	加里	全量	

鳥取県第二七二号 北条水稻尿素粒状 一三・二 一〇・〇 一二・二 東伯郡北条町弓原三四七の六、
下北条農業協同組合 組合長理事 根鈴 信雄

鳥取県告示第二百二十二号
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条第二項の規定により、昭和三十六年四月十二日次のとおり
公有水面埋立の追認をしたので、同法第十一条の規定により告示する。
昭和三十六年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 埋立追認の場所 米子市末広町五〇番地、同五〇番地ノ三地先
- 二 埋立面積 九十坪六勺
- 三 埋立の目的 新設市道路及び水路の替地とする。
- 四 埋立の追認をうけた者 米子市

鳥取県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項、同法第二十七条第一項及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十九条の規定に基づき、建設省中国地方建設局長が次のように道路の区域を変更した。
その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木部道路課及び建設省中国地方建設局鳥取工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和三十六年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	別 新 旧	敷地の幅員	延長	備考
-------	-----	---	---	-------------	-------	----	----

一級国道二十九号	鳥取県八頭郡家町大字郡家字神馬三七八次の一の五から 岩美郡津ノ井村大字海蔵寺字土居五六の三八まで	八頭郡家町大字郡家字神馬三七八次の一の五から 大字下坂字神垣四九五の六まで	岩美郡津ノ井村大字紙子谷字門所谷二〇の五から 大字海蔵寺字土居五六の三八まで	新	五、七五〇	五、七五〇	
	八頭郡家町大字郡家字神馬三七八次の一の五から 岩美郡津ノ井村大字海蔵寺字土居五六の三八まで	八頭郡家町大字郡家字神馬三七八次の一の五から 大字下坂字神垣四九五の六まで	岩美郡津ノ井村大字紙子谷字門所谷二〇の五から 大字海蔵寺字土居五六の三八まで	旧	五、七五〇	五、七五〇	
〃	八頭郡家町大字郡家字神馬三七八次の一の五から 大字下坂字神垣四九五の六まで	八頭郡家町大字郡家字神馬三七八次の一の五から 大字下坂字神垣四九五の六まで	岩美郡津ノ井村大字紙子谷字門所谷二〇の五から 大字海蔵寺字土居五六の三八まで	新	五、七五〇	五、七五〇	
〃	八頭郡家町大字郡家字神馬三七八次の一の五から 大字下坂字神垣四九五の六まで	八頭郡家町大字郡家字神馬三七八次の一の五から 大字下坂字神垣四九五の六まで	岩美郡津ノ井村大字紙子谷字門所谷二〇の五から 大字海蔵寺字土居五六の三八まで	旧	五、七五〇	五、七五〇	
〃	八頭郡家町大字郡家字神馬三七八次の一の五から 大字下坂字神垣四九五の六まで	八頭郡家町大字郡家字神馬三七八次の一の五から 大字下坂字神垣四九五の六まで	岩美郡津ノ井村大字紙子谷字門所谷二〇の五から 大字海蔵寺字土居五六の三八まで	新	五、七五〇	五、七五〇	
〃	八頭郡家町大字郡家字神馬三七八次の一の五から 大字下坂字神垣四九五の六まで	八頭郡家町大字郡家字神馬三七八次の一の五から 大字下坂字神垣四九五の六まで	岩美郡津ノ井村大字紙子谷字門所谷二〇の五から 大字海蔵寺字土居五六の三八まで	旧	五、七五〇	五、七五〇	

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十六号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年四月十八日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 負 彦

一日 時 昭和三十六年四月二十一日 午後一時

二 場所 鳥取県教育委員会会議室

三 議題 1 市町村立学校教職員の補正人事について

2 その他

公 告

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）

第十一条の三第一項の規定により、宅地建物取引員試験を次の要領により実施する。

昭和三十六年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

宅地建物取引員試験実施要領

一 試験の期日 昭和三十六年五月二十八日午後一時から三時まで

二 試験の場所 米子市角盤町二丁目 米子市公会堂

三 試験の方法及び内容

宅地建物取引業に関する実用的な知識を有するかどうかを判定するため、次に掲げる事項について筆記試験を行なう。

1 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

2 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

3 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

4 土地及び建物についての税に関する法令に関すること。

5 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

6 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
7 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

「注」 試験場には法令集（解説書及び書込みのある法令集を除く。）の持込みを許可する。

四 受験手続

受験希望者は、次に掲げる書類を提出すること。

1 受験票（所定の用紙）

2 受験申込書（所定の用紙）

3 写真（受験前六月以内に無帽で正面上半身を撮影した縦五、五センチメートル、横四センチメートルのものとし、裏面に撮影年月日及び氏名を明記すること。）

「注」 受験票及び受験申込書を必要とするときは、返信用切手を同封受験申込受付場所に請求すること。

五 受験手数料

五百円の鳥取県収入証紙（もよりの山陰合同銀行本、

支店又は鳥取県収入証紙小売さばき所から購入すること。）を受験申込書にはりつけ、消印しないこと。

六 受験申込みの受付期間

昭和三十六年四月十五日から四月二十八日まで（当日の消印あるものは、有効）

七 受験申込みの受付場所

鳥取市東町一丁目 鳥取県土木部建築課

倉吉市巖城 倉吉土木出張所

米子市久米町 米子土木出張所

八 合格者の発表

昭和三十六年七月の予定

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第二条

第一項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第四条第一項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和三十六年四月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の日時及び場所

1 学科試験

日時 昭和三十六年五月二十一日 午前九時

場所 鳥取市西町 鳥取家政高等学校

2 実地試験

日時 昭和三十六年五月二十九日 午前九時

場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校

二 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設を卒業したのち一年以上の実地習練を経た者

三 受験手続

1 受験願書（別記様式）に試験手数料五百円に相当する鳥取県収入証紙をはりつけ（消印しないこと）、次の書類を添えて昭和三十六年五月八日までにもよりの保健所に提出すること。（県外居住者は鳥取県厚生部衛生課に郵送）

(1) 履歴書（最終学歴及び養成施設入学から実地習練終了までの場所、期間を記載すること。）

(2) 指定養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書

(3) 実地習練を終了したことを証する書面

(4) 戸籍謄本又は戸籍抄本

(5) 写真（出願前六月以内に撮影した名刺型、脱帽正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの）

2 理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）第五条第四項又は美容師法施行令（昭和三十三年政令第二百七十七号）第二条第四項の規定により学科試験を免除される者は、(1)から(3)までの書類に替えて知事の発行した理容師又は美容師学科試験免除通知書を添付すること。

四 試験の方法

1 試験は、学科試験及び実地試験について行なう。

2 実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

正 誤

昭和三十六年四月十日付け鳥取県人事委員会規則第二十号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

果樹試験場	場長	分場長
果樹試験場	場長	
果樹試験場	場長	主任
果樹試験場	場長	主任
果樹試験場	場長	主任
果樹試験場	場長	主任

16 頁 別表第五の改正規定中

誤

正

五 試験場に参加するもの

- 1 学科試験
 - 受験通知書、筆記具、昼食及び上ばき
- 2 実地試験
 - (1) 受験通知書、昼食及び上ばき
 - (2) 理容師試験を受ける者
白衣及び調髪、顔そりに必要な器具、応急薬品等
 - (3) 美容師試験を受ける者
白衣及びコールドパーマネントウェーブ等の施術
上必要な器具、材料、化粧品、応急薬品
- 六 実地試験のモデルは各自が同伴すること。ただし、美容のモデルはなるべく年令十八才から三十才までの者で、髪に著しいくせのない者であること。
- 七 その他
 - 1 出願者には受験通知書を試験の前日までに郵送するので、受験願書には必ず住所を明記すること。
 - 2 試験について不明の点がある場合は、もよりの保健所又は鳥取県庁衛生課に照会すること。

3 文書による照会には返信料を同封すること。

別記様式

理容師（美容師）試験受験願書

本籍地

収入証
紙はり
つけ欄

理住所

（番地及び何方まで記入すること。）

氏（ふりがな）

年 月 日生

名

理容師法第二条第一項（美容師法第四条第一項）の規定による理容師（美容師）試験を受けたので別紙関係書類を添えてお願いします。

昭和三十六年 月 日

右 氏

名 印

鳥取県知事 石破二郎殿

注 実地試験のみの受験者は標題の下に「実地」と朱書すること。